

仕 様 書

1、事業名 令和8年度大子町中学生海外語学研修事業業務委託

2、履行期間 契約日の翌日から令和8年10月30日（金）まで

3、対象者・行先等

対象者	大子町立大子中学校第3学年の全生徒（特別支援学級の生徒を含む。）
対象人数	生徒90名、引率者7名 合計97名
実施期間	令和8年5月31日（日）から令和8年6月4日（木）までの5日間
研修先	シンガポール共和国
宿泊先	Hwa Chong Boarding School（4泊）
研修委託先	BLUESKY EDUCATION
視察先	シンガポール国立博物館、マーライオン公園、ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ（フラワードーム入場料含む）、マリーナベイ・サンズ（スペクトラライトショー）、ナイトサファリ
事前事後研修	事前研修：出発までに3回程度 事後研修：帰国後1回程度

※上記に変更がある場合は、発注者と受注者で協議して決める。

※人数、行程等については、生徒の状況等によって変更になる可能性がある。

4、行程等

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
朝食		寮	寮	寮	寮
午前	大子中学校発 成田空港発	パブリック スピーキング 導入	パブリック スピーキング 聴衆を知ろう	パブリック スピーキング クラス内スピーチ	退寮 チャンギ空港発
昼食	機内食	寮	寮	寮	機内食
午後	シンガポール チャンギ空港着	<視察> シンガポール 国立博物館 マーライオン公園 ガーデンバイザベイ	大学キャンパスツア ー 大学生との交流	レースアゲインスト タイム	羽田空港着
夕食	寮	ホーカー	寮	寮	バス車内(軽食)
夜間	入寮 オリエンテー ション	<視察> マリーナベイサンズ (※外ライトショー)	<視察> ナイトサファリ	フィナーレナイト	大子中学校着
宿泊	Hwa Chong Boarding School 寮				

※行程については、急遽追加又は変更になる場合もある。

5、業務内容

(1) 委託の目的

海外語学研修が安全かつ円滑に実施できるよう、航空券の手配や宿泊先、現地プログラム内容の調整、訪問先の資料収集及び訪問先、視察先等についてコーディネート委託する。

(2) 添乗員

ア 海外経験が豊富な添乗員を同行させること。添乗員は本事業の趣旨を十分理解した上で添乗業務を行うこと。

イ 添乗員は、常に所在を明らかにし、緊急事態に対応できるようにすること。

ウ 添乗員は、全行程2名を同行させ、通訳業務も担うこと。

(3) 航空便、交通機関等

ア 日本とシンガポール間の航空便の手配をすること。航空機は次のものとする。

(ア) 往路 シンガポール航空 SQ637

(イ) 復路 シンガポール航空 SQ632

イ 大子中学校から空港間の往復移動時の貸切バスの手配（有料道路代金含む）

ウ シンガポール内での移動時の貸切バスの手配（有料道路代金含む）

エ 現地空港税、空港保険料

※燃油サーチャージ料は、令和6年10月～12月を参考にすること。

(4) 宿泊先

ア ホワチョンボーディングスクール内の学生寮とする。

イ 原則、男女でフロアを分けること。

ウ 感染症等の対応のため、男女各1部屋（計2部屋）を保健室として確保すること。

(5) 食事

ア 全行程に食事をつけること。

1日目：昼・夜（2食）

2日目：朝・昼・夜（3食）

3日目：朝・昼・夜（3食）

4日目：朝・昼・夜（3食）

5日目：朝・昼・夜（3食）※夜は移動のバス車内でとれる軽食

イ 生徒、引率の食物アレルギーの相談について十分配慮すること。

ウ 生徒、引率者がホーカー等で各自食事をする際には、現地通貨（日本円で1000円相当分）を支給すること

(6) 通信機器

引率者用に日本国内及びシンガポール国内で通信可能な携帯電話・Wi-Fiルーターを各2台用意すること。

(7) 現地プログラム

- ア 語学研修プログラムに関しては、BLUESKY EDUCATION に依頼すること。
- イ 視察に関して、見学科・入場料の費用は受注者が負担する。
- ウ グループ行動の際は、グループごとにスタッフを配置すること。

(8) 事前事後学習

- ア 本事業が効果的になるよう、必要に応じたサポート、助言等を行うこと。
- イ 事前学習については、学習テキストとしてシンガポール情勢が分かる資料、現地での生活についての諸注意、日常英会話の簡単なテキスト等の資料を作成し、必要に応じて説明すること。
- ウ 事前研修に担当者が出席し、研修に係る手続や諸注意等の説明を行うこと。添乗員も最低1回は出席し、学校及び引率者との十分な打合せを行うこと。
- エ 研修実施後に、研修前後の生徒の意識・行動の変化等を確認する効果検証を実施し、実施後3か月以内に結果を報告すること。

(9) 手続き

- ア パスポート申請、入国申請等のマニュアルの作成すること。
- イ 事前学習とは別に、パスポート申請の機会を設け申請手続の補助を行うこと。
- ウ シンガポール入国時の入国審査手続の補助を行うこと。

(10) 保護者への対応

- ア 参加する生徒の保護者の研修全般に係る電話等による相談に応じること。また、その内容について、発注者へ報告すること。
- イ 参加する生徒の保護者への事前説明会に出席し、説明を行うこと。

(11) 保険

疾病、怪我などの参加者に発生した医療費や賠償責任、発注者が負担する緊急対応費用、航空機の欠航時の補償を含む保険について加入すること。

保険契約内容は下記のとおりとする。

・ 障害死亡	3, 000万円
・ 傷害後遺障害	3, 000万円
・ 治療・救護費用	無制限
・ 応急治療・救援費用	300万円
・ 疾病死亡	1, 000万円
・ 個賠償責任	1億円
・ 携行品損害	20万円
・ 航空機寄託手荷物	3万円
・ 航空機遅延	3万円

(12) 資料、その他

- ア 参加生徒（保護者）、引率、学校、教育委員会用にしおり及び行程表の作成。

イ ネームプレート、ガイドブック、荷札の作成。

ウ 参加生徒用キャリアケースレンタル（91個）

6、業務実施計画書の提出

受注者は業務実施にあたり、契約締結後速やかに、全体の工程、業務責任者と担当者の氏名を記載した業務実施計画書（任意様式）を提出し、発注者の承認を得ること。

7、旅行計画書及び危機管理体制マニュアルの提出

受注者は業務実施にあたり、実施2か月前までに、次の書類を提出すること。

（1）旅行計画書

日時、行程、業務責任者の氏名及び連絡先等を記載した旅行計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

（2）緊急時等の危機管理体制マニュアル

ア 受注者は事前に危機管理体制（急病、災害発生時等の連絡体制図）の詳細資料を提出すること。

イ 現地及び移動中の事故、急病、その他の緊急事態が発生した場合でも、迅速な対応ができる体制を組んでおくこと。

ウ 事故等の発生時には、現地警察、病院、航空会社等と連携し、事故等に関する情報収集を行い、発注者との緊急連絡機能を果たすこと。なお、現地病院等についても危機管理体制の詳細資料に明記すること。

8、成果品

発注者は、業務実施報告書を業務実施3か月以内に発注者に提出すること。なお、業務実施報告書の提出に限らず、履行期間までは発注者が海外研修の検討に必要な情報の提供や助言を行うこと。

9、その他諸経費等

（1）渡航に係る書類作成費手数料、空港使用料等の諸費用、規定の容量・重量内の荷物料金等は引率者及び生徒全員分とする。

（2）団体行動中のサービス料、税及びチップ代はすべて受注者負担とする。

（3）運送機関が課す付加運賃・料金等については、すべて受注者負担とする。

（4）やむを得ない理由により、行程等の大きな変更（本契約内容で対応できない大規模な延長・短縮・途中帰国者の発生、多額な通信・通話料金等）が生じ、保険での補償が適用されない場合は、双方の協議を行うこととする。

10、個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならないものとする。
- (2) この業務委託により知りえた個人情報の秘密保護に万全を期し、本事業の目的以外に個人情報を使用してはならない。
- (3) 受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は同等の認証機関が定める認定資格を取得していること。
- (4) 受注者は個人情報の取扱いに関する責任者を設置し、従事者に対する個人情報の適正な管理、保護について徹底すること。
- (5) 受注者は当該業務に従事する者を限定し、業務に従事する者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿及び個人情報保護に関する誓約書を契約締結後、速やかに町教育委員会に提出すること。
- (6) 発注者が提供する参加者名簿及び業務実施に伴い受注者が収集する個人情報の記録媒体は、当該事業の終了後、紙や持ち運びのできる記録媒体については速やかに発注者に返還し、パソコンのハードディスク等持ち運びのできない記録媒体については廃棄もしくは消去をすること。
- (7) 受注者は、帳票類及び外部記録媒体に記録されたものを含む個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守すること。
 - ア 本業務での取扱いを認められた個人情報以外の個人情報の収集及び保管を禁止すること。
 - イ 本業務を実施する場所以外での個人情報の保管及び利用を禁止すること。
 - ウ 受注者が所有するコンピュータに保管していた個人情報は、業務終了後速やかにデータの削除を行うこと。

11、委託料の支払い

業務完了後、請求に基づき受託者へ支払う。ただし、5の(11) 保険料に関する費用については、令和8年4月から出発前までの期間に支払いを行う。

12、その他

本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。